

記

大学院修士課程，博士課程単位修得者の国公立研究機関（これに準ずる技術官庁を含む）における待遇は，公務員試験合格者の学士で，それぞれ2年または5年在職したものと同等以上の取り扱いがされるよう要望する。

4-39

庶発第715号 昭和33年10月31日

科学技術庁長官 三木武夫 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

健康保険法による大学附属病院の取り扱いについて（勧告）

標記のことについて，本会議第27回総会の議に基き下記のとおり勧告します。

記

昭和32年3月健康保険法が改正され，大学附属病院も保険医療機関として指定を受け，その結果大学における診療も保険診療の規格による画一的診療指針に従うこととなつた。

しかし，これに伴い大学本来の自由な研究と教育とに対して重大な制限が加えられることになり，医学の学術的向上の見地からは憂慮に堪えない事態を生じた。

政府は，社会保険診療の普及の徹底を計るに当つては，大学の意義と任務にかんがみ，大学附属病院の取り扱いについて，その学術的貢献と教育との面において支障を生ずることのないように，適切な措置を講ぜられたい。

その具体的方法としては，例えば大学関係者及び大学以外の医学界の指導的立場の人々，政府当局，学識経験者等から成る審議会を設け，措置について検討することが，最も有効であろうと考えることを附言する。

4-40

庶発第716号 昭和33年10月31日

科学技術庁長官 三木武夫 殿

日本学術会議会長 兼 重 寛九郎

核融合反応研究の促進について（勧告）

標記のことについて，本会議第27回総会の議に基き下記のとおり勧告します。

記

核融合反応の研究はきわめて重要であり，かつ，急速に推進しなければならない。政府は昭和34年度からこれがため適切な措置を講ぜられたい。

なお，現段階では大学等において行われている基礎研究に重点をおくべきである。

理 由

1. ウランの核分裂を応用する原子核エネルギーの解放については，日本は全く立ちおくれた。これは日本にその実力がなかつたばかりでなく，時期が悪かつたことにもよるものであろう。熱核融合反応による核エネルギーの制御された解放の問題は，今日まだ比較的初期の段階にあるが，科学技